

定款の一部変更に関するお知らせ

インフォコム株式会社(東京都渋谷区)は、本日開催の取締役会において、下記「定款一部変更の件」に関し本年6月12日開催予定の第33回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

I. 取締役及び監査役の責任限定契約締結に関する定款変更

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条(取締役の責任免除)第2項及び第38条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。なお、第28条の変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。(下線部は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
第1条から第27条まで (条文省略) (取締役の責任免除) 第28条 (省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役との間</u> において、会社法第423条第1項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	第1条から第27条まで (現行通り) (取締役の責任免除) 第28条 (現行通り) 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間において、会社法第423条第1項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。
第29条から第37条まで (条文省略) (監査役の責任免除) 第38条 (省略) 2. 当社は、 <u>社外監査役との間</u> において、会社法第423条第1項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	第29条から第37条まで (現行通り) (監査役の責任免除) 第38条 (省略) 2. 当社は、 <u>監査役との間</u> において、会社法第423条第1項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。
第39条から第45条まで (条文省略)	第39条から第45条まで (現行通り)

Ⅱ. 補欠監査役の予選に関する定款変更

1. 変更の理由

- (1) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を整備するものであります。
- (2) 上記に伴い、条数の変更を行うものであります。
- (3) 前「Ⅰ. 取締役及び監査役の責任限定契約締結に関する定款変更」が承認されることを前提に、条数/条文を読み替えるものとします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。(下線部は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
第1条から第30条まで(条文省略) <u>(新設)</u>	第1条から第30条まで(現行通り) <u>(補欠監査役)</u> 第31条 <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を予選することができる。</u>
	2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第30条の規定を準用する。</u>
	3. <u>補欠監査役の予選効力は、選任後最初に開催される定時株主総会開始の時までとする。</u>
第31条から第45条まで(条文省略)	第32条から第46条まで(現行通り)

Ⅲ. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年(2015年)6月12日(予定)
定款変更の効力発生日 平成27年(2015年)6月12日(予定)
上記定時株主総会における決議をもって効力発生とします。

以上

<リリースに関するお問い合わせ先>

インフォコム株式会社 広報・IR室 東京都渋谷区神宮前2-34-17	Tel: 03-6866-3160 E-mail: pr@infocom.co.jp URL: http://www.infocom.co.jp/
---------------------------------------	---

※ 本リリースに記載された会社名、サービス名及び製品名等は該当する各社の登録商標または出願中の商標です。